

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団旅費規程

平成6年9月30日

世田谷区社会福祉事業団規程第14号

改正 平成13年3月21日

世田谷区社会福祉事業団規程第8号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員又は職員（以下「職員等」という。）が事業団の業務上の必要により旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「出張命令者」とは、理事長又は理事長の定めるところにより当該職員等に対し出張命令等の決定権を有する者をいう。

2 この規程において「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄。以下同じ。）における旅行をいう。

3 この規程において「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

4 この規程において「出張」とは、職員等が事業団の業務のために一時勤務する事務所（非常勤の役員についてはその住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

5 この規程において「近接地」とは、別表第1に定める範囲をいう。

6 この規程において「何級の職務」とは、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員給与規程（平成6年9月30日規程第12号）に規定する給料表に定められた当該級の職務をいう。

(出張命令)

第3条 出張は、出張命令決定権者の発する出張命令によって行う。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、業務の円滑な執行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能な場合に限り出張命令を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更（取り消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規程に該当する場合には、自ら又は第4条第1項若しくは第2項の規定による出張を命じられた職員等（以下「出張者」という。）の申請に基づき、これを変更することができる。

(出張命令に従わない出張)

第4条 出張者は、業務上の必要又は天災等、やむを得ない事情により、出張命令に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 出張者は、前項の規定により出張命令の変更をするいとまがない場合には、出張した後、速やかに出張命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 出張者は、前2項の規定により出張命令の変更を申請せず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで出張したときは、その出張者は、命令に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第5条 この規程により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、渡航手数料とする。

- 2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 車賃は、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 4 日当は、近接地外へ出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 6 食卓料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 7 渡航手数料は、外国へのお出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

- 2 1日の出張において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額が多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(旅費の支給方法)

第7条 旅費は、清算払又は概算払により支給する。

- 2 概算払により旅費の支給を受けた者は、当該出張が完了した日の翌日から1週間以内に清算しなければならない。

(旅費の調整)

第8条 理事長は、特別の事情、性質により、この規程による旅費を支給した場合で、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(随行者等に支給する旅費の特例)

第9条 職員が役員又は上位の級の職にある職員に随行を命じられて出張する場合、当該職員に支給する船賃、宿泊料及び食卓料の額は、随行を命ずる役員又は上位の級の職にある職員に支給する額に相当する額とすることができる。

(旅費の区分)

第10条 旅費は、内国旅費と外国旅費に区分し、内国旅費は、さらに近接地内と近接地外旅費に区分する。

第2章 内国旅行の旅費

(近接地内旅費)

第11条 近接地内の旅行の旅費は次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 鉄道賃、船賃及び車賃
- (2) 削除
- (3) 業務上の必要又は天災その他、やむを得ない事情によりホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の範囲内における実費額の宿泊料
(研修受講の旅費)

第12条 研修受講の旅費は、別表第3に定める額を支給する。

第13条 削除

(近接地外旅費)

第14条 近接地外の出張の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料とする。

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運転する路線による出張で、片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する路線による出張で、片道50キロメートル以上のもの
- 3 業務上の必要により寝台車を利用した場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、出張任命権者が定める寝台料金
- 4 特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、前2項に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金を支給する。
- 5 第1項に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による出張で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、旅客運賃（以下、本条において「運賃」という。）寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金の範囲内の実費額による。

2 前項に規定する運賃で運賃の等級を2階級に区分する場合にあっては下級の運賃、3階級に区分する場合にあっては、中級の運賃とする。ただし、役員については、上級の運賃とする。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。ただし、業務上の必要又はやむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 前項ただし書の場合には、全行程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数を生じたときには、これを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表第2の定額による。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表第2の定額による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第2の定額による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅費)

第22条 職員等が外国に出張する場合の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、渡航手数料とする。

第23条 前条の旅費の額は、世田谷区の「旅費に関する条例」(昭和26年条例第12号)の規定の例に準じ、そのつど理事長が定める。

第4章 補 則

(旅費の特例)

第24条 理事長は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合においては、当該職員に対し、この規定による旅費に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(様式)

第25条 この規程の施行について必要な書類等の書式は、理事長が別に定める。

(委任)

第26条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別表第1（第2条）

近 接 地

事務所の所在地		近接地の地域
世田谷区	東京都	特別区の全域、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、調布市、府中市、稲城市、多摩市、田無市、小平市、保谷市、東久留米市、東村山市、清瀬市、狛江市、町田市、東大和市、武蔵村山市、日野市、昭島市、八王子市
	神奈川県	川崎市、横浜市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、伊勢原市、秦野市、藤沢市
	千葉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、八千代市
	埼玉県	和光市、朝霞市、戸田市、新座市、志木市、富士見市、蕨市、川口市、鳩ヶ谷市、浦和市、与野市、大宮市、草加市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、三郷市、上尾市、川越市、上福岡市、所沢市、狭山市、大井町、三芳町

別表第2（第19条、第20条、第21条）

近接地外旅費の日当、宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
1,300円	10,900円	2,600円

別表3（第12条）
（1）内国の研修

区 分		鉄道賃	船 賃	車 賃	航空賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
近接地内	日帰り研修	実費額		実 費 額。た し、実 額に よる こ で な い 場 合 は 路 程 1 km に つ き 3 7 円 の 定 額	—	—	—	—
	宿泊研修						定 額 の 範 囲 の 実 費 額	8 / 1 0
近接地外	日帰り研修	乗 車 に 要 す る 旅 客 運 賃、 普 通 急 行 料 金、 寝 台 料 金 及 び 座 席 指 定 料 金 の 合 計 額 の 範 囲 内 の 実 費 額	乗 船 に 要 す る 旅 客 運 賃（そ の 等 級 を 2 階 級 以 上 に 区 分 す る 船 舶 旅 行 の 場 合 は 最 下 級 の 運 賃）、 寝 台 料 金 及 び 座 席 指 定 料 金 の 合 計 額 の 範 囲 内 の 実 費 額	実 費 額。た し、実 額に よる こ で な い 場 合 は 路 程 1 km に つ き 3 7 円 の 定 額	旅 客 運 賃 の 範 囲 内 の 実 費 額	—	—	—
	宿泊研修						定 額 の 範 囲 の 実 費 額	8 / 1 0

備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、10分の8に相当する額とする。

(2) 外国の研修

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当	宿泊料	食卓料	渡航手数料
乗車に要する旅客運賃（その等級をもうける路線による旅行の場合最下級の運賃）、急行料金及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額。ただし、急行料金及び寝台料金は、出張命令権者が必要と認める場合に限り支給する。	乗車に要する旅客運賃（その等級2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合最下級の運賃）及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額。ただし、寝台料金は、出張命令権者が必要と認める場合に限り支給する。	航空機の利用に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する航空機による旅行の場合最下級の運賃）の額の範囲内の実費額	実費額	8 / 1 0	8 / 1 0	8 / 1 0	実費額